

甲斐市都市計画審議会委員任命書交付式及び 令和5年度第1回甲斐市都市計画審議会の記録

1. 都市計画審議会の概要

日時：令和5年12月6日（水）午後2時～4時

会場：竜王庁舎本館3階 大会議室

□次 第

○甲斐市都市計画審議会委員任命書交付式

1. 開式
2. 任命書交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式

○令和5年度第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 役員選任（会長、職務代理）
5. 会長あいさつ
6. 諮問
「甲斐市立地適正化計画（案）」
7. 案件
 - (1)「甲斐市立地適正化計画（案）」について
 - (2)「甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例及び施行規則の一部改正（案）」について

(3) 甲斐市宅地開発行為等指導要綱の見直しについて

(4)「甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の規定による許可」について（報告）

(5)〈追加案件〉「第2期甲斐市道路整備計画（案）」について

8. その他

9. 閉会

□配布資料

1. 次第
2. 「甲斐市立地適正化計画（案）」に対する意見・提言書
3. 「第2期甲斐市道路整備計画（案）」に対する意見・提言書
4. 中部横断自動車道「都市計画原案の説明会」
5. 委員名簿

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 山口 雅典
- 中村 己喜雄
- 北村 眞一
- 雨宮 正英
- 上條 幹人
- 新谷 憲司
- 山本 賢治

2号委員

- 小澤 重則
- 松井 豊
- 長谷部 集

3号委員

- 風間 辰也
- 塩沢 正行
- 桂嶋 恵美
- 堀口 恵美子
- 相川 三恵子

◆市長

- 保坂 武

◆事務局

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| ○都市建設部 | 部長 | 箭本 太 |
| ○都市計画課 | 課長 | 大木 康 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係長 | 小林 悟 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 齊藤 圭吾 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 石川 優美 |
| ○都市計画課 | 開発指導係係長 | 池田 靖 |
| ○都市計画課 | 開発指導係 | 岡田 伸哉 |

2. 発言要旨

○甲斐市都市計画審議会委員任命書交付式

1. 開式
2. 任命書交付
 - 保坂市長から各委員へ任命書を交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式

○令和5年度第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開会
 - ・本日の審議会は、委員総数 15 名のうち、13 名の出席をいただいております。過半数の出席があるため、甲斐市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。
 - ・また、「甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開での開催となるので、よろしく願います。
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 役員選任（会長、職務代理）
 - 会長に山口雅典委員、職務代理に中村己喜雄委員を選任
5. 会長あいさつ
6. 諮問
 - 保坂市長から山口会長へ諮問書を手交
7. 案件
 - （事務局）
 - ・都市計画審議会の議長は、会長が務めることとなっている。ここからは、山口会長に願います。
 - （議長）
 - ・それでは、次第に基づき進行させていただく。本日は、非常に多くの案件が提案されるため、委員の皆様にはスムーズな進行にご協力いただきたい。
 - ・案件（1）「甲斐市立地適正化計画（案）について」の内容について、事務局より説明を願います。

(説明：事務局)

- 「甲斐市立地適正化計画（案）」について」の案件資料をもとに説明。

(議長)

- ・説明が終わりました。ここで、質疑をお受けしたい。

(委員)

- ・策定委員会の委員長をさせていただきましたので、少し補足をさせていただきます。
立地適正化計画は、都市計画法に基づく計画ではなく、都市再生特別措置法に基づく計画である。
都市計画法を改定したということではなく、レイヤーを重ねたようなもので、都市計画法で決めた区域区分の上にもう1枚乗せたようなものである。
都市計画マスタープランの策定の時にある程度の検討はされたことも踏まえ、都市計画マスタープランをベースに「甲斐市立地適正化計画」の策定を進めている。
資料(3)に人口減少という問題があるが、難しい問題であり、明治維新から人口が増えてきているが、ここに来て人口が減っている。どのような対策を進めていくか、世界各国や日本でも正解が見つかっていない状況である。
それから、具体的には市街地を選択的にコンパクト化していく、特に住居については、防災上危険な区域の開発を抑制していこうというのを基本としている。
コンパクトが市街地、ネットワークは交通、この2つを合わせて「コンパクト・プラス・ネットワーク」となっている。そのため、公共交通でカバーできるところに集約していくのが良いのではないかという方向性である。市街地は、居住を誘導していく区域、都市施設を誘導していく区域と決め、そこに集約していくという考え方である。
また、ある程度補助金の用意があり、集約するのであれば活用することができる。
市街地を拡散させないということではないが、誘導区域外に住宅の開発がある場合は規制ではないが把握するという意味で届出が必要となる。特徴的な部分はこのようなところである。
立地適正化計画（案）をご覧になり、疑問点等あれば、御意見をいただきたい。以上である。

(議長)

- ・事務局に確認したい。この立地適正化計画（案）は内容量が多いものであるが、答申をするまでに審議会を開催する予定はあるのか。

(事務局)

- ・現状、考えていない。次回の審議会で答申をいただきたい。

(議長)

- ・内容量が多いものであるため、委員の皆様には意見がある場合はパブリックコメントを含めた意見書を提出していただきたい。質問がないようであれば次の案へ進む。
- ・案件(2)「甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正(案)及び条例施行規則の一部改正について」の内容について、事務局より説明をお願いします。

(説明：事務局)

- 「甲斐市都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例及び条例施行規則の一部改正（案）について」の案件資料をもとに説明。

(議長)

- ・説明が終わりました。ここで、質疑をお受けしたい。

(委員)

- ・資料 2-1、2 ページの避難場所は徒歩で 800m以内と書いてあるが、国の技術的助言に基づいて指定しているのだと思うが、800mというのは何か根拠があるのか。

(事務局)

- ・都市構造の評価に関するハンドブックの中に、一般的に避難するにあたって、徒歩圏内というものがある。これは 800mという記載がある。これは 800mにしなければならないということではなく、他県の条例を確認したところ 2kmと設定してあるところもあり、国で指定しているものはなかった。そのため、甲斐市においては国交省より示されているハンドブックの一般的な徒歩圏内ということで 800mを準拠した。

(議長)

- ・他に意見がなければ案件（3）に移る。
- ・案件（3）「甲斐市宅地開発行為等指導要綱の見直し」について、事務局より説明をお願いします。

(説明：事務局)

- 「甲斐市宅地開発行為等指導要綱の見直しについて」案件資料をもとに説明。

(議長)

- ・説明が終わりました。ここで、質疑をお受けしたい。
- ・私から質問がある。浸透方式という話になっていますが、雨水については雨水枡にて浸透させ、基本的には河川へは接続させないということか。

(事務局)

- ・今までの要綱だと河川へ流すのが原則となっているが、それを浸透枡を設置しオーバーフロー分について流下能力に問題ない場合に河川へ放流するというよう改定した。

(議長)

- ・他に意見がなければ案件（4）に移る。
- ・案件（4）「甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の規定による許可について」の内容について事務局より説明をお願いします。
- ・この件について、今年の 4 月に事務局より相談を受けていた。

農林高校の南側にあるルネサスエレクトロニクス(株)が工場を再稼働するという話があり、特殊な薬品を使うため、都市計画審議会を開催した上で許可通知を提出する必要がある。

以前工場を稼働していた際に使用していた薬品とは違う薬品ならば審議会を開催する必要があるが、

同じ薬品を使うのに開催するのはいかがなものかと考え、事後報告で良いと判断した経緯がある。それでは、内容を事務局願います。

(説明：事務局)

- 「甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の規定による許可について」を案件資料をもとに説明。

(議長)

- ・説明が終わりました。ルネサスエレクトロニクス(株)にとっては、なるべく早く工場を再開したいと考えている中で、甲斐市としてはこのような方法しかなかったと思う。ここで、質疑をお受けしたい。

(委員)

- ・老朽化についての問題はないのか。

(事務局)

- ・今回、建物の外側はそのまま使用するが、中側の壁等について必要な部分は建築行為があるため、老朽化や耐震は建築確認の方で確認していることから、市で言うことではないが、問題ない考える。

(委員)

- ・この条例で規定する薬品の限度貯蔵量と実際に工場での貯蔵する予定量の関係性だと不適切だと感じるがそういうことではないのか。

(事務局)

- ・条例で規制するものが、8,000ℓまでの貯蔵であれば許可が必要なく建築確認が通るが、10,914ℓであるため、規定を超えることから甲斐市の許可が必要になるということである。

(議長)

- ・他に意見がなければ案件(5)に移る。
- ・案件(5)「第2期甲斐市道路整備計画(案)」の内容について、事務局より説明をお願いします。

(説明：事務局)

- 「第2期甲斐市道路整備計画(案)」の案件資料をもとに説明。

(議長)

- ・説明が終わりました。ここで、質疑をお受けしたい。

(委員)

- ・説明の中で、脱炭素という話が出たが、脱炭素関連で国から5億円ほど補助金が交付されると聞いたが、これはいつから使い始め、いつまでに使い終わるのか。

(事務局)

- ・脱炭素先行地域に関する話だと思うが、金額は50億円だと認識している。これに関しては脱炭素推進室に関する話になるので、申し訳ないが私どもでは回答することができないが、「ゼロカーボンロ

ード」を含め他の脱炭素に関する事業に使用されるという認識である。

(委員)

- ・今までの案件を聞いて、人口減少に伴い居住地域をなるべく集約していく、農地は農地で確保していくというような説明があったが、甲斐市は誕生して20年が経つため、もう少し夢を持った、生産性のあるまちづくりをしなければならないと考える。

甲斐市は、高速道路、中部横断自動車道、JR、国道も20号、52号と素晴らしいインフラがあるため、それを活かして人が集まってくるようなまちづくりをしていく必要があると考える。

そのため、もっと工業団地を増やしていく必要があると考えている。ラザウォークの前にある県の農業関係者は山の方に移動してもらい、そこを産業団地にするなどしていく必要があり、このままだと夢のあるまちづくりはできないと考えている。

例えば、双葉の塩崎駅前に立派な文化ホールがあるが、それをもっと活用するとか、芸術と文化の拠点の街として、双葉の庁舎を改修して美術館にする、など、夢のあるまちづくりを行う必要があると考える。そのようなまちづくりをして行かないか。

工業団地をつくと人が集まり、お金を落とす人が増えていくと思う。

そうしないと、街が前に進まない。県下ナンバー2として、前向きに考えて欲しい。

(事務局)

- ・貴重なご意見感謝する。今まきにご指摘のとおり、県内2番目の自治体として、合併して次年度で20年が経つが、将来構想の実現の1つの計画として、先程説明した「立地適正化計画」の中でそういった項目も入ってくると思う。その中で、居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域を指定し、都市が持続していくために必要な都市機能をそのエリアに集約したいなということを描いたのがこの計画である。この計画に沿って少しでも実現できるような形で、行政としてさまざまな取り組みを検討させていただく。

もう一つ、条例改正の説明をしたが、今まで市街化調整区域については、抑制をして農地を守っていくとしていたが、現実的にそこが管理できていたのかというと、私共の自治体に限らず、どこの市町村でも荒廃農地が増えてきている。近隣市町でもそうだが、やはり一定の見直しにより、自治体独自で土地利用を指定していくのが良いのではないかとというのが条例改定の内容である。

次年度以降になるが、少しずつそういった土地利用も増えていくと考えるので、また皆様方から意見等あれば、都市計画審議会等を通じて御意見いただき、参考材料とさせていただきたいので、よろしく願います。

- ・本日の案件は以上となる。会議の進行を事務局にお返りする。

8. その他

(事務局)

- ・事務局から3点事務連絡をさせていただく。

1点目は、本日までご審議いただいた、「立地適正化計画(案)」は、今月11日から令和6年1月12日まで、「第2期甲斐市道路整備計画」は、来年1月13日から2月6日まで、それぞれパブリックコメントを実施し、市民の皆さまから広く意見を募集する。

パブリックコメントの実施と併せ、委員の皆様から、ご意見等をいただきたく、配布した「意見・提言書」の用紙に記載の上、期日までに都市計画課へご提出をお願いする。

- ・ 2点目は、次回審議会の開催予定である。次回は、令和6年2月22日の木曜日、午後3時からの開催を予定している。次回審議会では、本日諮問した立地適正化計画（案）について、本日いただいた意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、再度ご審議いただき、答申をいただく予定である。
- ・ 3点目は、本年10月24日、山梨県の主催により双葉公民館で開催した中部横断自動車道北部区間「都市計画原案の説明会」について、担当から説明する。

（説明：事務局）

- 中部横断自動車道北部区間「都市計画原案の説明会」の資料をもとに説明。

9. 閉会